第5回 世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会

日時:令和5年3月30日(木)午後6時30分~

会場:教育会館 ぎんが

次 第

- 1 開 会
- 2 会議録の確認
- 3 部活動地域移行のあり方検討(目指すべき地域移行の方向性)
- (1)「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン (令和5年3月 東京都)」について

資料1

「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」について

基礎資料(机上ファイル) 参考資料7

- (2) 東京都中学校体育大会の大会実施要項の改定について 資料2
- (3) アンケート結果について 資料3
- (4) 理念やキャッチフレーズについて (前回のまとめ) 資料4
- 4 地域移行に伴う諸課題について
- 5 その他 参考資料
- 6 閉 会
- ※次回以降開催予定 第6回 調整中

■配付資料

- 【資料1】「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」について」概要版
- 【資料2】令和5年度 東京都中学校体育大会実施要項
- 【資料3】世田谷区立中学校部活動地域移行に関するアンケート調査集計結果
- 【資料4】理念やキャッチフレーズについて(前回まとめ)
- 【参考資料】世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討スケジュールの見直しに ついて(令和5年2月24日文教常任委員会資料)

■基礎資料(机上ファイル)

- ・参考資料1 運動部活動の地域移行の関する検討会議 提言(スポーツ庁)
- ・参考資料 2 文化部活動の地域移行の関する検討会議 提言(文化庁)
- ・参考資料3 「未来のブカツ」ビジョン(経済産業省)
- ・参考資料4 世田谷区立中学校における部活動の方針
- ・参考資料 5 部活動支援員の手引き
- ・参考資料 6 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
- ・参考資料 7 「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」 及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画

「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」 及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」について

1 「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」※「子供たちのスポーツ・文化芸術等に親しむ機会の確保」「教員の働き方改革」に資するガイドライン

P 1~

策定の背景

- 令和元年7月、都は「部活動に関する総合的なガイドライン」策定
 - ・生徒の自主的・自発的な参加の促進、効率的・効果的な活動の推進
- 令和2年9月、国は、休日の部活動の段階的な地域移行を図ってい くことを周知

都におけるこれまでの取組

学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討

- 部活動検討委員会を設置
 - ・持続可能なスポーツや文化芸術環境構築に向けた協議
 - ・地域連携・地域移行に関する課題整理

内容

I 学校部活動

部活動の教育的意義と適切な運営の在り方

・部活動指導者の役割(顧問、部活動指導員、外部指導者等)

部活動の在り方に関する方針

- ・部活動の運営上の留意事項(休養日や活動時間の適切な設定等)
- ・地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携した部活動の実施

体罰、不適切な行為の防止

- ・体罰の定義、体罰関連行為のガイドライン
- ・不適切な行為、セクシャル・ハラスメントの防止

部活動における重大事故防止に向けた安全対策

- ・部活動の安全実施に向けたポイント
- ・事故防止の取組

部活動中における健康面での留意事項

- ・熱中症警戒アラートを活用した熱中症予防
- ・頭部外傷の理解と予防等

対象 Ⅰ:都立学校 Ⅱ~Ⅳ:主に公立中学校等

新 Ⅱ 新たな地域クラブ活動

P127~

- ・ 地域のスポーツ・文化芸術団体、学校との関係者等からなる 協議会の実施
- ・ 休日のみ活動をする場合も、**原則として1日の休養日**の設定
- ▶ 活動場所である公共施設について、利用しやすい環境づくり
- ・希望する教員等の円滑な兼職兼業、質の高い指導者の確保

新Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への 移行に向けた環境整備

P137~

- ・ 令和7年度末には、全公立中学校等で地域連携・移行に向けた 取組を実施することを目標
- ▶ 協議会等の検討体制を整備し、休日の在り方等を検討
- ▶ 推進計画等を作成し、取組内容、スケジュール等を周知

新 IV 大会等の在り方の見直し

P141~

- ・ 大会参加資格を、**地域クラブ活動も参加できるよう見直し** (都中体連は、令和5年度から大会への参加を承認)
- ▶ 校長等は、できるだけ教員が引率しない体制を整備
- ▶ 生徒の負担が過度とならないよう、参加する大会等を精査

策定の目的

令和5年度から7年度までの改革推進期間における取組の展望を明らかにし、都内公立中学校等の部活動の地域連携・移行を推進

P1~

推進目標

令和7年度末までに、**都内全ての公立中学校等で、地域や学校の実態に応じ、地域連携・移行に向けた取組を実施**

P1~

現状と課題

P 1~

P 2~

- ❖ 都内公立中学校で、専門的な技術指導ができる顧問は、運動部・文化部ともに約55%
- ❖ 教員の部活動指導や大会引率を負担に感じている教員は少なくない
- ◆ 令和4年度に、地域連携・移行に向けて協議会を設置しているのは27地区



取組の方向

スポーツ・文化芸術団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形で、関係者間の連絡体制の構築や指導者を確保

- 東京都は、休日の学校部活動の段階的な地域連携・移行を進め、区市町村の進捗に対して適切に助言
- ◆ 都立中学校等における一部の部活動において、先行的に地域連携・移行を推進、その成果を区市町村に発信

都の取組

(1)区市町村における地域連携・地域移行に向けた都の取組

P 3~

部活動検討委員会の開催

- ・持続可能なスポーツや文化芸術環境の構築について検討
- 検討内容等について、ホームページ等で広く情報発信

イ 関係者間の連絡体制の構築

- 関係者と定期的に連絡調整する場を設け、連携を強化
- ・地域連携・移行に関する取組状況を各種会議で情報提供

ウ 関係者への情報発信

- ・リーフレットにより、地域連携・移行のスケジュール等を周知
- 好事例等をニュースレターで定期的に発信

エ 休日等の指導者の確保

- ・TEPROサポーターバンクへの登録を促し、指導者の配置を支援
- ▶ 専門性を有する学生の指導者の確保に向けて、大学に働きかけ

オ 休日等の指導者の質の向上

- ・外部指導者等に対し、 1のガイドラインの活用を推奨
- 都立学校部活動指導員の研修資料を区市町村等に提供

カ 教員等の兼職兼業

- 教員の部活動指導に関する意識調査を実施し、課題を把握
- 円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善

(2) 都立学校における地域連携・地域移行に向けた都の取組

P 7∼

ア 都立中学校等における地域連携・地域移行促進事業

- 実施校一部の部活動の地域連携・移行に関する実証事業を実施
- TEPROを活用した地域連携・移行等の成果を区市町村に発信

イ 都立高校における部活動改革パイロット校

- ・実施校の一部の部活動における休日等の運営を民間事業者に委託
- ・働き方改革の一つのモデルとしてその成果を都立高校に発信

(3)区市町村における部活動の地域連携・地域移行に向けた都による経費の補助 P10

都は、区市町村が地域連携・地域移行を推進できるよう、以下の経費を補助するとともに、国に対して令和6年度以降の支援について働きかけていく

ア 部活動指導員及び外部指導者の配置

- ▶ 単独指導や大会引率等を担う部活動指導員(非常勤職員)の配置
- ・専門的な技術指導等を行う外部指導者(有償ボランティア)の配置

エ 休日等の地域クラブ活動における指導者の配置

- 実技指導等を行う指導者の配置に係る謝金
- 教育的意義や体罰防止等に関する研修会開催

イ コーディネーター等の配置

- ・区市町村で団体等と連絡調整を行う総括コーディネーターの配置
- ・中学校で運営団体と連絡調整を行うコーディネーターの配置

オ 困窮世帯への支援に係る体制構築

・困窮する世帯への支援に係るシステム設置・改修等の体制構築

ウ 地域連携・地域移行の推進に向けた協議会等の開催

▶区市町村の方針策定や体制構築等に係る協議会開催等を支援

カ その他

・地域連携・移行に係る体制構築のための初期費用を支援 例)ヘルプデスク設置の委託、課題把握のための調査費用

6 区市町村の取組

P12~

地域連携・移行に向けた協議会等の設置

方針及びスケジュール等を示した計画等の策定

計画に基づく地域連携・移行の推進

7 地域連携・地域移行に係る成果指標

P14~

- ・ 運動・文化芸術活動が有意義だと感じている生徒の増加
- ❖ 教員が指導に携わらない休日の部活動の増加
- ❖ 教員の部活動への従事時間の縮減

8 本推進計画の見直し

P15~



本推進計画の適合性の点検を行い、各施策の取組状況等を踏まえつつ、適宜、内容の見直し・改訂

令和5年度 東京都中学校体育大会実施要項

1 目 的

東京都中学校体育大会は、中学校教育の一環として生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、体力・技能の 向上とスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健康な生徒を育成する。また、スポーツの交流を通じて各学 校間の親睦を図り、生涯スポーツの基礎づくりに寄与する。

2 大会の運営

- (1) 運営に関する基本事項は、東京都中学校体育連盟が決定する。
- (2) 大会運営は東京都中学校体育連盟競技専門部によって行われる。 東京都中学校総合体育大会については、東京都教育委員会・東京都中学校体育連盟が主催する。
- (3) 競技の運営は、全国中学校体育大会、関東中学校体育大会基準に準ずる。

3 大会の名称

- (1) 令和5年度 第62回 東京都中学校総合体育大会(種目別) 大会 兼 第○○回 東京都中学校(種 目別) 選手権大会
- (2) 令和5年度 第○○回 東京都中学校(種目別)新人大会(秋季大会)
 - ※ 回数については、前回に引き継ぐものとする。

4 実施競技

- ② 体 操
- ③ バレーボール ④ バスケットボール

- ⑤ 野 球
- ⑥ ソフトテニス
- ⑦ 卓 球
- ⑧ 柔 道

- ⑨ 剣 道
- ⑩ ソフトボール
- ① ハンドボール
- ① サッカー

- ③ バドミントン
- 4 水 泳
- ① ダンス
- 16 相 撲

- (17) 新体操
- 18) スキー
- ① スケート
- ② テニス

- ② ラグビーフットボール
- ※ 東京都中学校総合体育大会は、別に定める。

5 会期

各大会とも、各競技専門部にて決定する。但し、東京都中学校総合体育大会については、5月13日から 7月31日までとする。(冬季競技とラグビーフットボールは、別に定める。)

6 競技内容·方法

各大会とも、本実施要項及び各競技専門部作成の競技専門部別実施要項による。

7 参加資格

- (1) 東京都中学校体育連盟本部加盟、各競技専門部登録の中学校に在籍している者。 中高一貫教育及び小中一貫教育を行う学校の生徒は、中学部入学(小学校入学後7年目)から3年間 の中等課程に在籍している者とする。
- (2) 本実施要項及び各競技各競技専門部別各大会競技実施要項により東京都中学校(種目別)体育大会の 参加資格を得た者。
- (3) 同一年度・同一大会の大会参加は、全競技を通じて一人1競技のみとする。

(4) 参加資格の特例

- 学校教育法134条の各種学校在籍生徒
 - ① 学校教育法134条の各学校に在学し、本実施要項・各競技専門部各大会実施要項により、東京都中学校体育大会参加資格を得た者。
 - ② 参加を希望する学校は、以下の条件を具備する。
 - ア 東京都中学校体育大会の参加を認める条件
 - a 東京都中学校体育連盟に加盟している。ただし、連携校がある場合は、それぞれの学校が別団体として加盟する。
 - b 東京都中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重する。
 - c 生徒の学齢・修業年限が中学校と一致し、単独の学校で構成されている。
 - d 東京都中学校体育連盟各支部・各ブロック予選会から出場が認められ(予選会のない競技を 除く。)、都大会への出場条件が満たされている。
 - e 部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある当該校の教員・部活動指導員の指導 のもとに適切に行われている。
 - f 予選会を含むすべての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力する。
 - イ 東京都中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件
 - a 東京都中学校体育大会実施要項・競技専門部要項及び規則を遵守するとともに、大会の円滑 な運営に協力する。
 - b 大会参加にあたっては、校長・教員・部活動指導員が引率するとともに、万一の事故発生に あたっては、当該校の校長が責任を負うものとする。また、事故等の発生に備え、傷害保険等 に加入するなど、万全の事故対策をとる。
 - c 大会参加に要する費用については、当該校が応分の負担をする。
- ◎ 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)に所属する中学生
 - ① 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)に所属しており、本実施要項・各競技専門部各大会競技 実施要項により、東京都中学校体育大会参加資格を得た者。
 - ② 参加を希望する地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)は、以下の条件を具備する。
 - ア 東京都中学校体育大会の参加を認める条件
 - a 東京都中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重する。
 - b 生徒の学齢・修業年限が中学校と一致している単独の団体で構成されている。
 - c 東京都中学校体育連盟各支部・各ブロック予選会から出場が認められ(都大会から参加の競技を除く。)、都大会への出場条件が満たされている。
 - d 活動が日常的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに適切に行われている。
 - e 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』(令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出)の「II新たな地域クラブ活動」を遵守している。
 - f 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは東京都競技団体に登録されている。かつ同じ内容で東京都中学校体育連盟に加盟、当該競技専門部に登録している。
 - g 予選会を含むすべての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力する。
 - h 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)で参加する生徒は、在籍中学校及び各種学校での参加は認めない。その逆も同様である。
 - イ 東京都中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件
 - a 東京都中学校体育大会実施要項・競技専門部要項及び規則を遵守するとともに大会の円滑な 運営に協力する。
 - b 大会参加にあたっては、代表者・指導者が引率するとともに、万一の事故発生にあたっては 代表者が責任を負うものとする。また、事故等の発生に備え、傷害保険等に加入するなど、万 全の事故対策をとる。
 - c 大会参加に要する費用については、当該地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)が応分の負担をする。
 - d 団体競技等への参加は、1団体1チームのみとする。

※ 参加申込書(例)

監督者の欄 … 「校長・教員」 「部活動指導員」「外部指導者」、 「代表者」 「指導者」 → 該当欄に○をつける。

部活動指導員の場合は、任命権者(東京都または区市町村教育委員会、学校法人等)を記入する。

ふりがな		学	校		地域スポー	
ent land for	校長・教員	部活動指導		外部指導者	代表者	指導者
監督名		任	命権者			
携帯電話						

該当するところに○をつける

(5) 参加を認めない場合

東京都中学校体育連盟加盟申請、競技専門部登録申請、東京都中学校体育大会参加申込に際して、虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

- (6) 転校、地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の移籍に伴う大会参加について 在籍学校で地区予選参加後に転校した場合、転出先での同一大会・同一競技の出場は認めない。 また、所属する地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)で地区予選参加後に移籍した場合、移籍先で の同一大会・同一競技の出場は認めない。ただし、本大会の出場権を得た個人種目についてはその限り ではない。
- (7) 複数校の合同チーム及び拠点校方式チームによる参加規程 この規程は、東京都中学校体育連盟が主催する大会に適用する。
 - ◎ 合同チームの規程

この規程はあくまでも少人数の運動部が単独チームで大会参加ができない場合の救済措置であり、 勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。この観点から、学校同士の合同チームのみ認 めることとする。

- a チームのメンバーは、同一支部内の生徒であることを原則とする。(島しょ地区や特別な理由のある場合は競技部長が中体連会長と相談する。)
- b 合同チームは部員数が競技人数を下回った学校同士の編成を原則とする。但し、合同チームを組む学校のうち1校の部員数が競技人数を上回っている場合も編成を認める。
- c 各学校で、部として成立していることを原則とする。
- d 各校の校長の承認のもとに、計画的・継続的に練習が行われている。(試合参加ということのみでは認めない。)
- e 年間を通しての合同チームとする。(大会毎に異なる学校との合同とならないこと。ただし、新人大会からの合同チーム編成はあり得る。)
- f 一度編成した合同チームは、次年度新入部員によって複数校の部員数が競技人数を上回った としても、合同チーム編成を解消せずに継続することができる。ただし、申請は年度ごとにしなけ ればならない。期間については、最長で全国大会までとする。
- g 合同チームの各校が東京都中学校体育連盟本部に加盟及び競技専門部に登録をしていること。
- h 合同チームのある支部が、1つのチームとして認定し、支部大会の参加を認めるとともに、都大会への出場を認めていること。
- i 顧問は各学校の校長・教員・部活動指導員とし、各校の顧問か代表顧問が引率をする。ただし、 代表顧問は校長・教員とする。
- j 参加申し込み等については、各校の校長の承認・連絡のもとに代表校長が責任者として手続きを 行う。
- k チーム名は各校名の併記とする。(○・□・△中学校)
- 1 大会参加費は各校ともに支払うものとする。
- m 1つの学校が、単独チームと合同チームの2つのチームとして参加することはできない。

- n 合同チームの参加を認める競技は、個人種目のない以下の競技とする。() 内の数字は競技人数を表す。
 - バレーボール (6) バスケットボール (5) 野球 (9) ソフトボール (9) ハンドボール (7) サッカー (11) ダンス (5) ラグビーフットボール (12)
- o 秋季新人大会は、上記以外の競技も合同チームを編成することができる。各競技の大会要項で確確認する。
- ※ 合同チームの申請については、次のとおりとする。
 - ① 代表校長が「合同チーム編成承認願」(様式-合1)1部を支部長へ提出する。
 - ② 支部長は、ブロック長に編成承認願を提出する。
 - ③ ブロック長は、提出された編成承認願についてブロック競技責任者と審査を行い、承認の可否を決定し、代表校長に回答する。(様式-合1に認定結果を記入し送付する。)
 - ④ 代表校長は、支部長・競技専門部長・本連盟事務局へ報告する。(コピーを送付する。)

◎ 拠点校方式チームの規程

- a チームのメンバーは、同一支部内の生徒であることを原則とする。(特別な理由のある場合は競技 部長が中体連会長と相談する。)
- b 各校の校長の承認のもとに、計画的・継続的に練習が行われている。(試合参加ということのみでは認めない。)
- c 拠点校方式による部活動に参加する各校が東京都中学校体育連盟本部加盟及び競技専門に登録していること。
- d 拠点校方式チームのある支部が、支部大会及びブロック大会の参加を認める(予選会のない競技を除く)とともに、都大会への出場を認めていること。
- e 顧問は拠点校の校長・教員・部活動指導員とし、顧問が引率をする。
- f 参加申し込み等については、各校の校長の承認・連絡のもとに代表校長が手続きを行う。
- g チーム名は地区名等を使用する。
- h 大会参加費は各校ともに支払うものとする。
- ※ 拠点校方式チームの申請については、次のとおりとする。
 - ① 代表校長が「拠点校方式チーム編成届」(様式-拠1)1部を支部長へ提出する。
 - ② 支部長は、ブロック長に編成届を提出する。
 - ③ ブロック長は、提出された編成届について確認し、代表校長に返送する。((様式-拠1)に確認 印を押印し送付する。)
 - ④ 代表校長は、支部長・競技専門部長・本連盟事務局へ報告する。(コピーを送付する。)

8 監督・引率規程

- (1) 参加生徒の監督・引率は、出場校の校長・教員・部活動指導員とする。地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)は代表者・指導者とする。部活動指導員が引率・監督を務める場合には、所定の「部活動指導員確認書(校長承認書)」に必要事項を記入し、大会事務局に参加申込時に提出する。なお、部活動指導員は拠点校方式チームを除いて他校の引率者にはなれない。(省令の言う部活動指導員と外部指導者とは違う。)
 - ① 小中一貫教育を行う学校において、都教委より小中兼務の発令を受けている小学校教員は、中学校 の教員と考える。
 - ② ここでいう教員とは公立学校の教諭・再任用教諭、私立学校教員のことである。

(2) 監督・引率者の特例

東京都中学校体育大会の生徒参加について、日常指導している校長・教員・部活動指導員又は代表者・指導者が引率できず、校長又は代表者がやむを得ないと判断した場合に限り、次に示す「監督・引率細則」により、校長又は代表者が承認した者の引率による参加を認める。

ただし、細則による規程は、東京都中学校体育連盟が主催する大会に適用する。

監督 • 引率細則

本細則が適用されるのは、学校又は地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の事情により、日常指導 している校長・教員・部活動指導員又は代表者・指導者が引率できず、校長又は代表者がやむを得ない と判断した場合に限るもので、安易に校長・教員・部活動指導員又は代表者・指導者以外の引率を認め るものではない。また、合同チームの代表顧問による引率には適用しない。

- (1) 引率者は、次の中から校長又は代表者が認めた者とする。
 - ◎ 学校の場合
 - ① 当該校の部活動を指導している外部指導者(Dカードを提示する。)
 - ② 当該校の学校職員(個人種目のみ)
 - ③ 当該生徒の保護者(個人種目のみ)
 - ◎ 地域スポーツ団体等の場合
 - ① 当該団体の職員(個人種目のみ)
 - ② 当該生徒の保護者(個人種目のみ)
 - ※ 個人種目は次の13種目である。
 - ① 陸上競技 ② 体 操
- ③ ソフトテニス ④ 卓 球
- ⑤ 柔 道

- ⑥ 剣 道
- ⑦ バドミントン 8 水 泳
 9 相 撲
 ⑩ 新体操

- ① スキー
- ① スケート ③ テニス
- ※ 陸上競技・水泳のリレーは個人種目として取り扱わない。
- ※ 団体戦は、個人種目として取り扱わない。
- ※ 個人種目に該当するソフトテニス・卓球・バドミントン・テニス等のダブルスの場合は、2名 の生徒に1名の引率者(保護者)が付くことで良いこととする。
- (2) 校長・教員・部活動指導員又は代表者・指導者以外の引率者には、監督の資格を認めない。ただ し、学校においては、合同チームの代表監督を除いて、校長が承認した外部指導者の監督資格を認 める。
- (3) 学校において、校長が認めた学校職員または保護者が引率する場合(個人種目のみ)は、校長が 支部の当該競技専門委員又は東京都中学校体育連盟当該競技専門部役員等に監督依頼することがで

この場合の監督の任務は、会場における監督者会議への代理出席とその内容の伝達及び抗議に関 わること(大会出場中の安全管理も含む。)のみとする。

- ※ 監督依頼の手続きについては、次のとおりとする。
 - ① 校長が「監督依頼書」を1部作成し、監督を依頼する。
 - ② 監督依頼書が受理されたら、校長は「監督依頼報告書」を3部作成(うち2部はコピー可) し、原本を競技専門部長、コピー1部を都中体連事務局に送付し、コピー1部を学校で保管
- (4) 大会に出場するための責任は学校又は地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)にある。したがっ て、その手続き(大会参加に必要な書類の記入及び提出、引率者・生徒への指導等)は校長又は代 表者が行う。
- (5) 引率者・監督として相応しくないと大会本部が判断した場合、退場を命じチーム・選手は失格と なることもある。
- (6) 引率上の留意点・大会会場においての留意点
 - ① 引率上の留意点等
 - ア 引率時は、公の交通機関を利用する。
 - イ 引率上の責任は引率者にあるので、引率者・生徒共に任意の傷害保険等に加入する。加入手 続きは保護者が行い、費用についても保護者負担とする。
 - ウ 引率に係る費用は、保護者が負担する。

- エ 生徒の服装・持ち物等については、各学校・各競技専門部のきまりに従う。
- オ 大会の結果と帰校報告又は帰宅報告を、当日中に顧問・指導者等各学校・地域スポーツ団 体等(地域クラブ活動)から指示された者に行う。
- カ 宿泊する場合は、学校・地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)(大会本部)より指示され た宿舎とする。
- キ その他、引率に必要な事項を指導する。
- ② 大会会場においての留意点等
 - ア 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。
 - イ 各競技会場の使用上のきまりに従う。
 - ウ 打合せ会等に出席し大会運営に協力する。
 - エ ゴミ等は持ち帰りを原則とするが、会場使用規程に従う。
 - オ 抗議及び問い合せは校長が依頼した監督に連絡を取る。

(7) 部活動指導員の規程

部活動指導員とは、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)(平成29年3月14日付け28ス庁704号)により、学校教育法施行規則78条の2に示されているものとする。

(8) 外部指導者の規程

- ① 外部指導者とは、当該校長が、人格、指導面において優れていると認めた者(20歳以上: 大学生は認める)であり、学校の教育方針に基づき、顧問教員の指導計画に従い、日頃から指導にあたっており、公式試合の遂行ができる者のことをいう。また、事前に校長との間で、外部指導者として契約が文書でなされていること。
- ② 申請にあたっては、大会ごとの申し込み用紙の外部指導者欄に記入すること。
- ③ 外部指導者の身分保障については、当該校が責任を負うものとする。
- ④ 規則違反、不適切な言動等があったときは、不適切者として会長又は競技専門部長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- ⑤ 常勤の教職員は、外部指導者として登録できない。
- ⑥ この規程以外のことは、各競技専門部の規程及び大会要項のとおりとする。

(9) その他

- (I) 引率上の細目については、各競技専門部において別に定めることがある。
- (3) 東京都中学校体育連盟が主催する本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者または学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長又は代表者はこの点を確認して大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長又は代表者から暴力等に関する指導処置を受けていないこととする。

9 災害等対応

(1) 目的

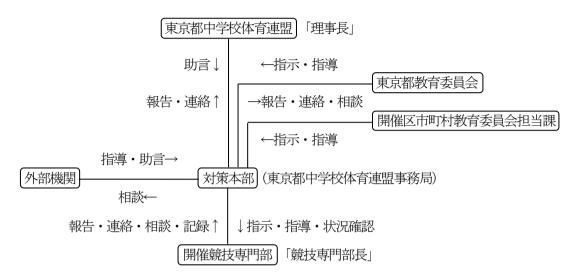
東京都中学校体育連盟主催行事(体育大会、研究大会等)の開催にあたり、自然災害、緊急事態(熱中症、重大事故、食中毒、感染症等)等、参加者(選手・監督、役員、観戦者)の安全、または行事の開催や運営に支障が生じた場合(予想される場合も含む)、参加者の安全を確保するとともに適切な対応を図る。

(2) 基本方針

- ① 行事の実施に際しては、参加者の安全を最優先し、日程の消化や体育大会における順位の決定等においては柔軟に対応する。
- ② 災害への対応は、行事の運営責任者のみの判断に頼らず、教育委員会等の行政、警察、消防、保健所等の外部機関への働きかけを積極的に行う。

(3) 具体的な対応

- ① 対策本部の設置及び指示・連絡系統
 - ア 対策本部は東京都中学校体育連盟事務局に置くことを原則とする。
 - イ 指示・連絡系統は次の図のとおりとし、各窓口は原則的に図に示した者とする。



(4) 報告

次の各項目のうち、該当する事項について書面をもって報告することとする。行事名、発生日時、発生場所、発生状況(被害状況)、対象者(被害者)、対処内容、その他必要事項。

(5) 状況対応

自然災害

ア 地震や大型の台風などの大規模な自然災害に関しては、東京都中学校体育連盟に対策本部を設置 し、東京都の災害対策本部から発令される情報などを収集し、参加者の安全を最優先とした対応を 図る。

なお、参加者の安全については、行事の期間中だけでなく、往復の移動中も考慮する。

- イ 通常の自然災害に関しては、対策本部や関係諸機関からの指導・助言を仰ぎ対応を図る。 なお、参加者の安全については、行事の期間中だけでなく、往復の移動中も考慮する。
- ウ 落雷に関しては現場に於ける迅速な対応が求められるので、競技専門部長の判断により下記に示した内容により対応することとする。
 - a 事前に天気予報や落雷情報等を確認することや、万が一の場合に備えて避難場所を確認しておくなど、落雷に対し適切に対策を講じること。
 - b 落雷に対する安全対策に関する科学的知見(日本大気電気学会編「雷から身を守るには一安全 対策Q&A一改訂版」〈平成13年5月1日発行〉より)によれば、屋外での体育活動をはじめと する教育活動においては、雷雲が立ち込めたり、雷鳴が聞こえたりするなど落雷の予兆があった 場合、躊躇することなく速やかに活動を中止し、危険性がなくなると判断されるまで、安全な場 所に避難すること。

② 重大事故

ア 死亡、重体・重傷に結びつく事故が発生した場合は、必要に応じ応急処置を実施するとともに、 速やかに医療機関へ搬送する手配を行う。また、状況に応じ警察への連絡を行う。

- イ 体育大会の開催に際しては、医師や看護師、養護教諭などを配置するとともに、競技役員が応急 処置に対応できるよう講習会に参加するなど、事前の準備を種目専門部において実施する。
- ③ 食中毒 (ノロウイルスを含む。)
 - ア発症及び発症の疑いがある場合は、直ちに医療機関に搬送する。
 - イ 医療機関、保健所などの指導・助言を受け対応を図る。特に、所属校などが発生者と同じ参加者 の場合は、経過を十分に把握する。

- ④ 熱中症の事故の対応について
 - ア 熱中症は未然に防止できることや、生徒の健康や生命に甚大な影響を与えることを、学校及び指導者が十分に認識した上で指導に当たること。
 - イ 生徒の健康管理を適宜適切に行い、一人一人の状況に応じて必要な対策を個人に講じるとともに、 プリント等を活用して生徒・保護者にも繰り返して注意を喚起すること。
 - ウ 各学校においては、部活動をはじめとする教育活動全般において、天候・気温、活動内容・場所等の状況により、無理に活動せず自粛するなどの適切な判断をすること。
 - エ 活動する場所においては、活動量・内容・時間・場所等を変更するなど柔軟に対応するとともに、 水分補給や休憩を励行し、適切に対策を講じること。
- ⑤ インフルエンザ (ノロウイルスを含む。)・新型コロナウイルス感染症等の対応について

ア予防対策の徹底

- a 参加生徒の健康チェックを細かく実施する。特に、「健康観察(咳・体調不良等風邪様症状)」 「検温」を入念に行い記録を取る。
- b 参加生徒及び大会関係者の「手洗い・うがいの励行」「マスク着用の推進」「咳エチケットの徹底」「ティッシュ等のゴミの管理や処理など環境整備の徹底」をさせる。また、バランスの良い食事、十分な休養、規則正しい生活等、一層の健康管理に努めさせる。さらに、流行の落ち着いている時期にインフルエンザワクチンの接種を受けさせる。
- c 大会前に感染の疑いがある場合や体調がすぐれない場合は、「休養」を優先させる。
- d 会場への移動や会場内においても、感染予防を心がけるようにさせる。
- e ノロウイルス等の心配もあるので、併せて同様の配慮・対応をする。

イ 受診及び対応・報告の徹底

- a 大会期間中に参加生徒及び保護者・大会関係者に発熱 (37.5 度以上) やインフルエンザ・新型 コロナウイルス感染症様症状がみられた場合には、速やかに医療機関で受診し、医師の指示に従 うようにする。
- b 支部・ブロック等各競技の責任者は、インフルエンザや新型コロナウイルスに感染した生徒・ 大会関係者等が発生した場合は、各競技専門部長に報告するよう徹底を図る。報告を受けた競技 専門部長は、速やかに「大会本部:東京都中学校体育連盟事務局」または「理事長」に報告する。

ウ 大会参加確認事項

- a 感染者・発病者について
 - 大会前に感染している生徒が判明した場合は、当該生徒の各大会への参加は自粛させる。
- b 濃厚接触者(感染の恐れがある生徒を含む。) について
 - 当該生徒の状況を正確に把握するために、チーム全体の健康観察を迅速かつ的確に実施し、得られた情報を踏まえ医療機関の指導・指示を受け、大会参加については参加各校の校長の判断に委ねる。ただし、決して無理な参加をさせないように配慮する。また、症状が出た場合には、速やかに受診、報告をする。
- c 学校閉鎖・学級閉鎖のある場合について
 - 当該チーム・生徒の状況を正確に把握するために、チーム全体の健康観察を迅速かつ的確に実施し、得られた情報を踏まえ医療機関の指導・指示を受け、大会参加については参加各校の校長の判断に委ねる。ただし、決して無理な参加をさせないように配慮する。また、症状が出た場合には、速やかに受診、報告をする。
- ※ 大会会場が二次感染拡大の場にならないよう、校長の適切な判断をお願いしたい。

エその他

- a 各会場において参加生徒の健康状態に留意し、健康管理に十分配慮した大会運営を進める。
- b 各会場における開会式等において、参加生徒・応援保護者等に感染予防の取組について理解・ 協力を求める。
- c 各会場におけるゴミ箱の管理やトイレ・洗面所等の環境衛生にも十分な配慮をする。
- d 新型コロナウイルス感染症については、本連盟並びに各競技専門部が定めた感染拡大防止ガイドラインに則って対応する。

(6) その他

- ① 報道機関等へに対応は、対策本部の担当者に一本化する。
- ② 体育大会において災害等により日程が消化できない場合に備え、順位の決定や全国大会への出場権 決定方法を、競技専門部において予め決定しておく。

10 参加の制限

別に定める。

11 実施要項の作成

毎年、大会後に開催する各競技専門部会において、大会のまとめ、反省並びに次回大会要項の基本的な事項を検討し、次年度大会要項を決定する。なお、各競技実施要項の内容は、原則として次の内容とする。

- ① 大会名称 〇〇年度 第〇〇回東京都中学校(種目別)大会要項
- ② 目的 ③ 主催 ④ 主管 ⑤ 後援 ⑥ 期日 (開閉会式日時、競技開始日時)
- ⑦ 会場 ⑧ 参加資格 ⑨ 参加者数 ⑩ 競技規則・競技方法(特別な規則、用具、器具等)
- ① 表彰 ② 参加申込方法、手続き ③ 監督会議 ④ 引率者、監督 ⑤ その他
- 16 連絡先(開催前、開催中) 等

12 大会経費

加盟費、参加費、協賛金等による。協賛等の申請は、各競技専門部が行う。

13 大会予算の執行

- (1) 出納責任者をおき、出納を行う。競技専門部内監査、東京都中学校体育連盟監査を受ける。
- (2) 入賞者、入賞チームには、本連盟の表彰状を授与する。(各競技専門部負担)
- (3) その他、必要な経費について、競技専門部内で決定する。
- (4) 予算・決算書の書式は別に定める。

14 付 則

- (1) 上記の体育大会実施要項は、令和5年4月1日より適用する。
- (2) 上記の体育大会実施要項は、競技専門部会、常任理事会、理事会等の審議を経て、改定することができる。

◎ 各大会の運営について

東京都中学校体育連盟が主催する「夏季(選手権)」「秋季(新人)」の各大会においては、連絡・報告・ 会計処理等について次のように定める。

- ① 各大会各種目毎の実施要項を、各大会前に東京都中学校体育連盟事務局へ提出する。
- ② 各大会の結果(事故報告)報告書を、各大会終了後毎に速やかに東京都中学校体育連盟事務局へ提出する。
- ③ 各大会毎の会計報告書を、各大会終了後毎に速やかに東京都中学校体育連盟事務局へ提出する。
- ④ 各大会の表彰では、東京都中学校体育連盟の賞状を使用する。これ以外の大会には使用できない。
- ⑤ 東京都中学校体育連盟のブロック単位以外での大会は行わないこととする。但し、次のことは認める。 ・ブロック同士の合同大会は認める。
 - ・種目によっては、支部、ブロックの予選を行わないことも認める。
- ※ ③については、努力項目とする。可能な限り各大会毎に会計処理を済ませる。
- ※ 本連盟のブロック編成以外の地域割りでの予選会を実施している競技は、できる限り早期に本連盟のブロックによる予選会とするように努める。なお、複数のブロックが合同で大会を開催することは可とする。

参考資料2

「令和5年度からの東京都中学校体育大会」

東京都中学校体育連盟

- ◆(公財)日本中学校体育連盟 大会参加基準における参加資格の特例の改定
- ◆「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」 (スポーツ庁・文化庁)令和4年11月→令和4年12月



東京都中学校体育連盟「東京都中学校体育大会実施要項」を改定(2月14日理事会審議)

(令和5年度より実施)

※以下、実施要項の抜粋を記載

1 参加資格

- (1)東京都中学校体育連盟本部加盟、各競技専門部登録の 中学校に在籍している者
- (2)特例
 - ①学校教育法134条の各種学校在籍生徒
 - ②地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)(以下「地域スポーツ団体等」とする)に所属する中学生 (条件)〇地域スポーツ団体等で参加する生徒は在籍中学校及び各種学校での参加は認めない。 〇団体競技等への参加は1団体1チームのみとする。
- (3)転校、移籍
 - ①同一年度の大会参加は、全競技を通じて一人1競技のみ。(冬季大会を除く)
 - ②在籍学校で地区予選参加後に転校→転出先での同一大会・同一競技への参加不可。地域スポーツ 団体等でも移籍先での参加不可。(ただし、本大会への出場権を得た個人種目は別)
- (4)複数校合同チームでの参加
 - ①同一支部内の生徒が原則。
 - ②競技人数を下回った学校同士の編成が原則。ただし、合同チームを組む学校のうち1校の部員数が競技人数を上回っている場合も可とする。
 - ③各校で部として成立していることを原則とする。
 - ④一度編成した合同チームは、<u>次年度以降新入部員によって複数校の部員数が競技人数を上回った</u> としても、合同チーム編成を解消せずに継続できる。
 - ⑤顧問は各学校の校長・教員・部活動指導員とし、各校の顧問か代表顧問が引率をする。ただし、 代表顧問は校長・教員とする。
 - ⑥参加申込み等については、各校の校長の承認・連絡のもと代表校長が責任者として手続きを行う。
 - ⑦合同チームの参加が認められる競技は、個人種目のない競技とする。

(5)拠点校方式チームでの参加

- ①同一支部内の生徒が原則。
- ②拠点校方式による部活動に参加する各校が東京都中学校体育連盟本部加盟及び競技専門部に登録していること。
- ③顧問は拠点校の校長・教員・部活動指導員とし、顧問が引率をする。
- ④参加申し込み等については、各校の校長の承認・連絡のもと代表校長が手続きを行う。

2 監督・引率規程

(1)参加生徒の監督・引率は、出場校の校長・教員・部活動指導員とする。地域スポーツ団体等は代表者・指導者とする。←原則

※教員は公立学校の都費負担教諭・都費負担再任用教諭・私立学校教員で、地教委による採用者は当てはまらない。

部活動指導員が引率・監督を務める場合には、所定の「部活動指導員確認書(校長承認書)」を提出する。

(2) 東京都中学校体育大会の参加生徒について、日常指導している校長・教員・部活動指導員又は代表者・指導者が引率できず、校長又は代表者がやむを得ないと判断した場合に限り、次に示す「監督・引率細則」により、校長又は代表者が承認した者の引率による参加を認める。

※これまで個人種目に限定していた特例であった。

監督・引率細則

I 引率者は次の中から校長又は代表者が認めたものとする。

<学校>

- ①当該校の部活動を指導している外部指導者(IDカード提示)
- ②当該校の学校職員(個人種目のみ)
- ③当該生徒の保護者(個人種目のみ)
- <地域スポーツ団体等>
 - ①当該団体の職員(個人種目のみ)
 - ②当該生徒の保護者(個人種目のみ)
- II 校長・教員・部活動指導員又は代表者・指導者以外の引率者には、監督の資格を認めない。<u>ただし、学校においては合同チームの代表監督を除いて、校長が承認した外部指導者の監督資格</u>を認める。
- Ⅲ 学校において、校長が認めた学校職員又は保護者が引率する場合(個人種目のみ)は、校長が支 部の当該競技専門委員又は東京都中学校体育連盟当該競技役員に監督依頼することができる。

※部活動指導員の規程

学校教育法施行規則78条の2に示されている者。地方公共団体、学校法人が任命した者。

※外部指導者の規程

外部指導者とは、当該校長が人格・指導面において優秀と認めた者(20 才以上、大学生は認める)であり、学校の教育方針に基づき、顧問教員の指導計画に従い、日頃から指導にあたっており、公式 試合の遂行ができる者のことをいう。

◎地域スポーツ団体等の加盟・登録について

団体加盟・登録、団体届の他、<u>登録選手一覧(地域スポーツ団体等→競技専門部)</u> 参加選手届出書(地域スポーツ団体等→選手在籍校)

世田谷区立中学校 部活動地域移行に関するアンケート調査集計結果

令和5年3月

世田谷区

I 調査概要

1 調査目的

世田谷区では、令和4年10月に「世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会」を設置し、地域の多様な主体による持続可能性ある活動を構築し、将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術に親しむことができる環境を整備するため、区立中学校部活動の地域移行のあり方について検討している。

今後の検討の参考とするため、来年度から中学生になる小学6年生、部活動の当事者である中学生及び学校(顧問教員)から、部活動に関するアンケート調査を行った。

2 調査対象

(1) 中学生

対象校:全区立中学校(29校)

(2) 小学6年生

対象校: 若林小学校、弦巻小学校、用賀小学校、烏山小学校、船橋小学校(5校)

(3) 顧問教員

対象校:全区立中学校(29校)

3 調査内容

(1) 中学生の調査内容

- ①部活動の入部状況について
- ②部活動について

入った(入らない)理由、良かったこと、うまくいかないこと、

③部活動地域移行について合同部活動、活動場所、指導者、参加したい種目

(2) 小学6年生の調査内容

- ①小学校のクラブ活動、小学校外の習い事等の状況について
- ②中学校の部活動について 楽しみなこと、不安なこと、入りたくない理由
- ③部活動地域移行について 合同部活動、活動場所、指導者、参加したい種目

(3) 顧問教員の調査内容

①現状について

種目の経験、生徒の引率

②部活動地域移行について 今後の運営や引率、意向

4 調査時期

令和5年3月3日(金)~3月13日(月)

5 回答方法

(1) 小学6年生、中学生

一人一台配付されている端末を利用し、Microsoft Forms によるオンライン回答。各担任教員からロイロノート、または Teams 内クラスチームへの URL 投稿によりアンケートを実施。

(2) 顧問教員

Microsoft Forms によるオンライン回答。 URL もしくは2次元コードを読み取り、アンケートを実施。

6 回答率

(1) 全体

対象	回答者数/対象者数(人)	回答率 (%)
中学生	4, 942/11, 780	42.0%
小学6年生	402/535	75.1%
顧問教員	194/643	30. 2%

(2) 中学生(学年別)

学年	回答者数/対象者数(人)	回答率 (%)
中学1年生	2, 155/3, 810	56.6%
中学2年生	1, 792/3, 907	45.9%
中学3年生	995/3,850	25.8%

※小学生・中学生の対象者数については、令和4年5月1日時点の人数を参照 ※顧問教員の対象者数については、各中学校へ調査

7 留意点

アンケート調査を集計した数値は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示している。そのため、選択肢の数値(%)をすべて合計しても、四捨五入の関係で、100%にならないことがある。

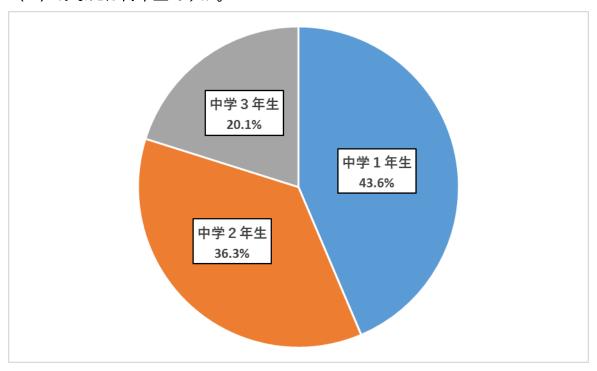
8 集計結果

1.中	学生	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	3~	1	0
2.小	学生6	年	生	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 1	1~	1	8
0 ===	日日本4年日																										D 1	0	0	0

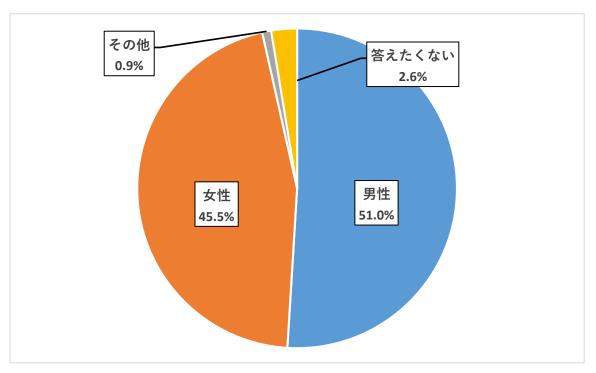
I 調査結果

1. 中学生対象 アンケート結果

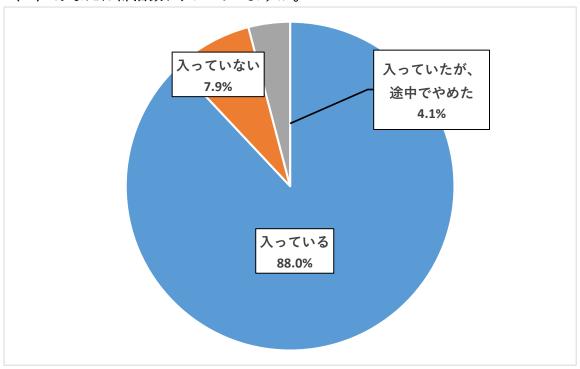
(1) あなたは何年生ですか。



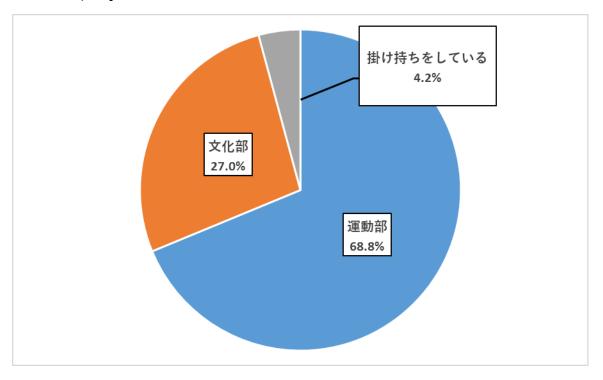
(2) あなたの性別を教えてください。



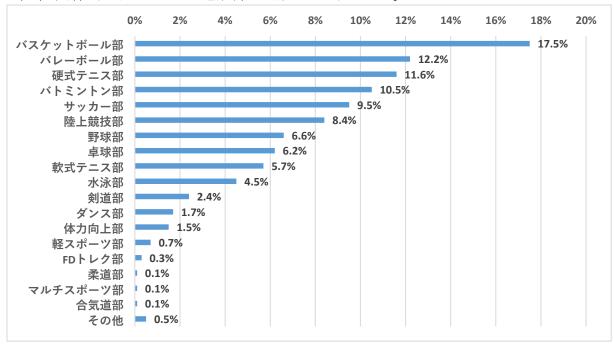
(3) あなたは部活動に入っていますか。



- 〈(4)~(10)は部活動に「入っている」と回答している方を対象〉
- (4)運動部(野球部、サッカー部など)、文化部(吹奏楽部、美術部など)のどちらに入っていますか。



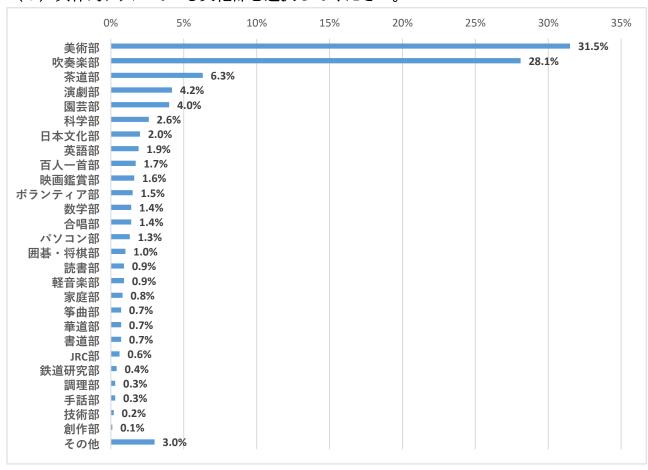
(5) 具体的に入っている運動部を選択してください。



○「その他」で回答した部活動

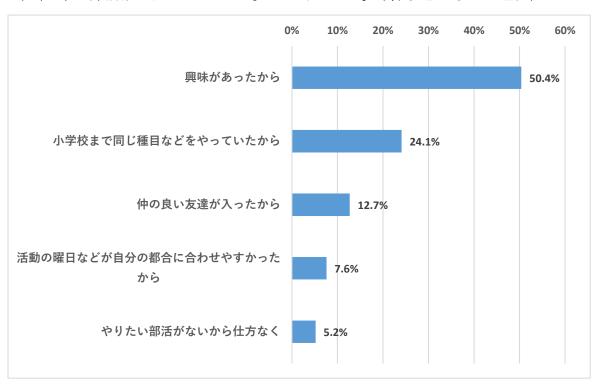
I組スポーツクラブ、農業部、軽運動部

(6) 具体的に入っている文化部を選択してください。

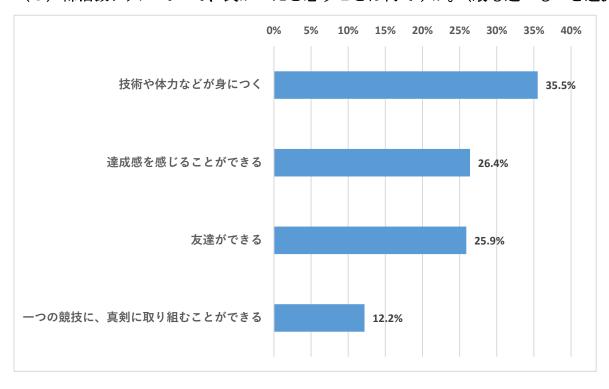


○「その他」で回答した部活動 アコースティックギター部、イラスト部、農業部

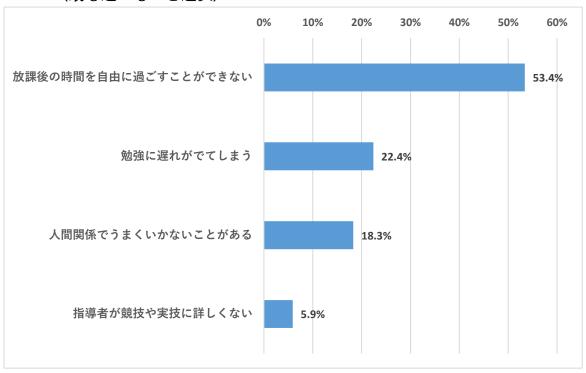
(7) 今の部活動に入った理由を教えてください。(最も近いものを選択)



(8) 部活動に入っていて、良かったと思うことは何ですか。(最も近いものを選択)

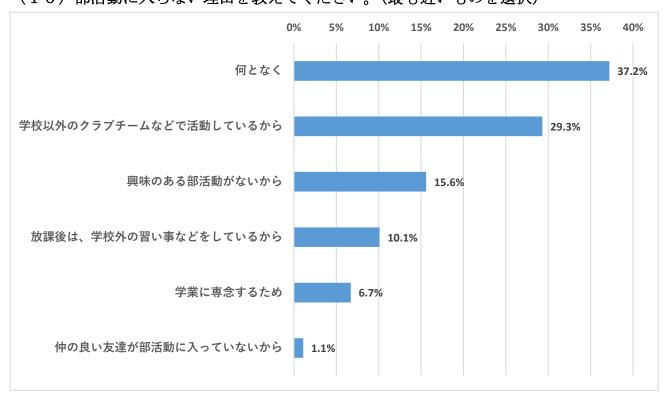


(9) 部活動に入っていて、「うまくいかない」と思うことは何ですか。(最も近いものを選択)

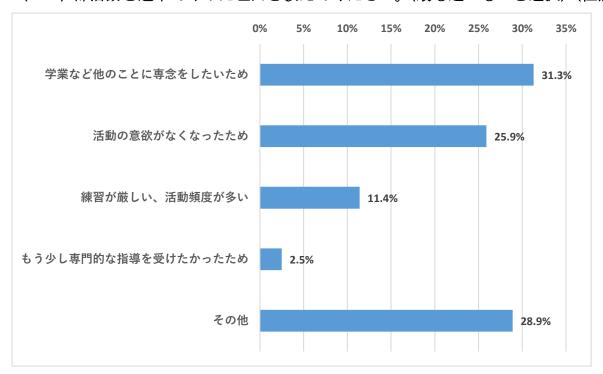


〈(10)は部活動に「入らない」と回答している方を対象〉

(10) 部活動に入らない理由を教えてください。(最も近いものを選択)

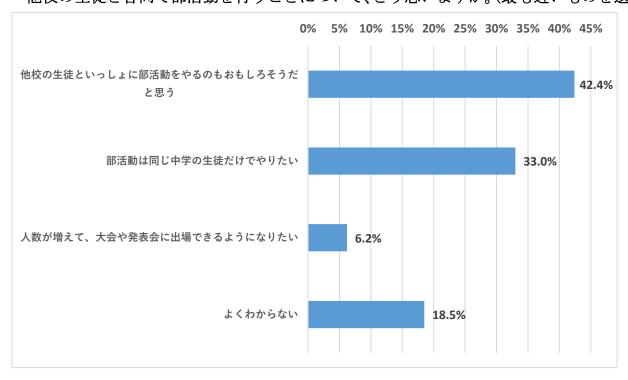


- く(11)は部活動に「入っていたが、途中でやめた」と回答している方を対象>
 - (11) 部活動を途中でやめた理由を教えてください。(最も近いものを選択)(任意回答)

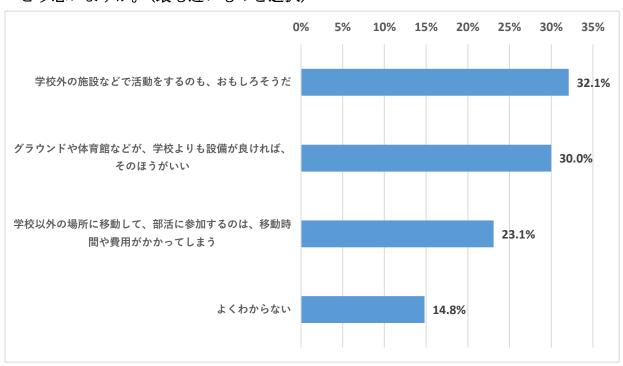


(12) 今後、中学校の部活動は、学校ではない施設などで他校の生徒と合同で行ったり、 学校の先生ではなく地域の指導者の方などが教えたりすることが多くなります。 そのことについて、あなたの意見を教えてください。

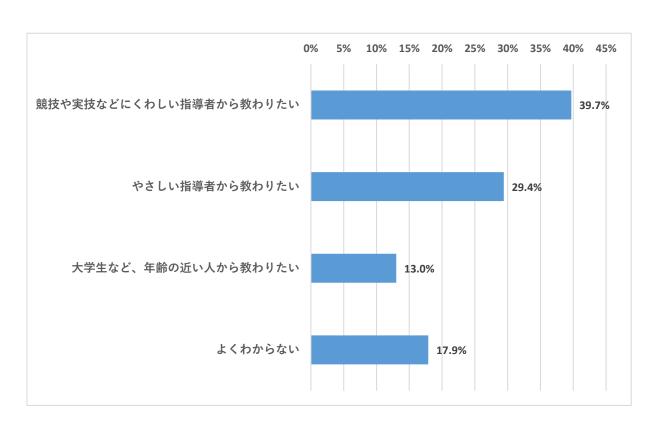
他校の生徒と合同で部活動を行うことについて、どう思いますか。(最も近いものを選択)



(13)もし、学校外のグラウンドや施設などで部活動をすることになったら、 どう思いますか。(最も近いものを選択)



(14) 学校の先生以外に部活動を教わることについて、どう思いますか。 (最も近いものを選択)

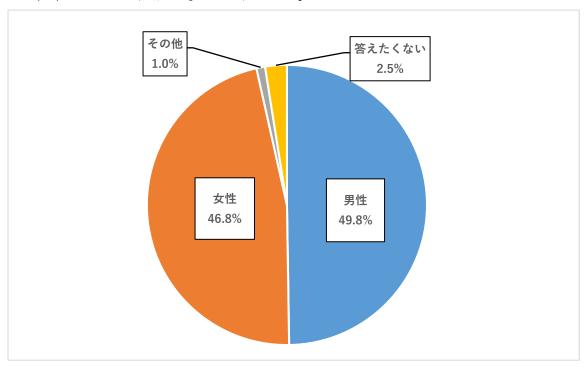


(15) これまでにない種目や分野で、新しくできたら参加したいと思うものがあったら 教えてください。

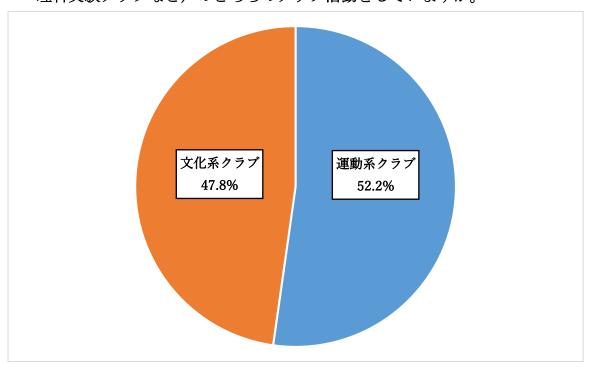
回答人数	種目・分野名
8人	軽音楽部
5人	ダンス部
4人	バトミントン部
3人	ゲーム部
2人	e スポーツ部、チアダンス部、バンド部、ラグビー部、新体操部、 水泳部、生物部
1人	かるた部、ソフトボール部、テニス部(同好会を部活動にしたい)、 ドッジボール部、ネット統計部、プログラミング部、バスケットボー ル部、演劇部、フラッグフットボール部、ボルダリング部、 歌部、楽しい部、弓道部、空手部、剣道部、自転車部、男子バレーボール部、茶道部、馬術部、迫真空手部、百人一首部、模型部 陸上部、料理部、同じ部をやるのではなく、好きな部を好きな時にできる部

2. 小学校6年生 アンケート結果

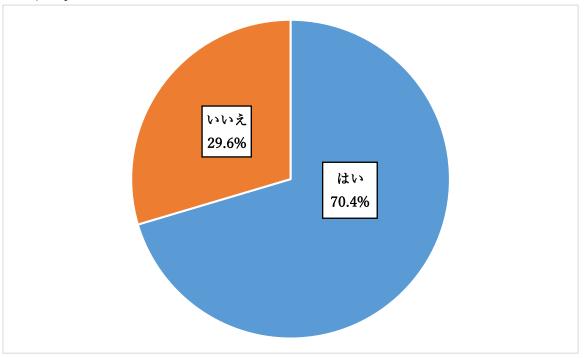
(1) あなたの性別を教えてください。



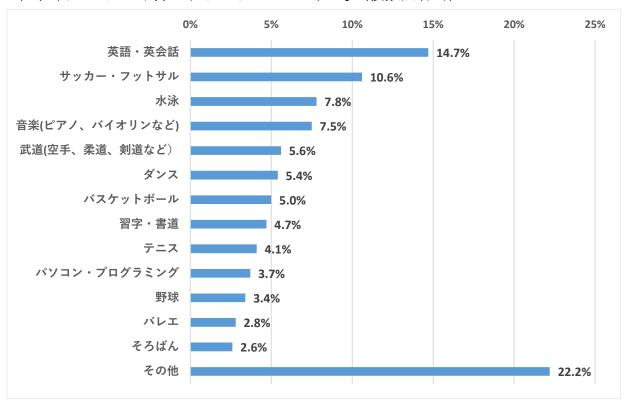
(2) 小学校では、運動系(野球クラブ、サッカークラブなど)と文化系(音楽クラブ、 理科実験クラブなど)のどちらのクラブ活動をしていますか。



(3) 現在、学校以外で何かクラブチームなどに入ったり、習い事などをしたりしていますか。



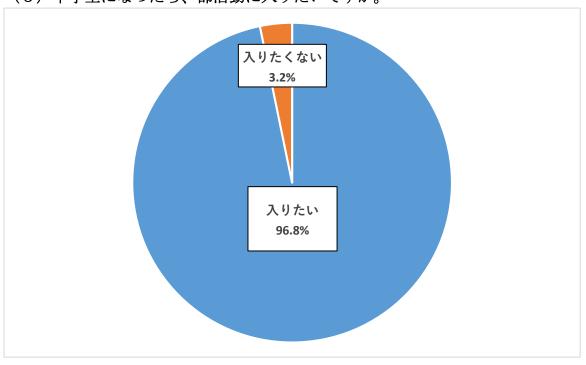
- 〈(4)の質問は、クラブチームや習い事などをしている方を対象〉
 - (4) 何のクラブや習い事などをしていますか。(複数回答可)



○「その他」の回答

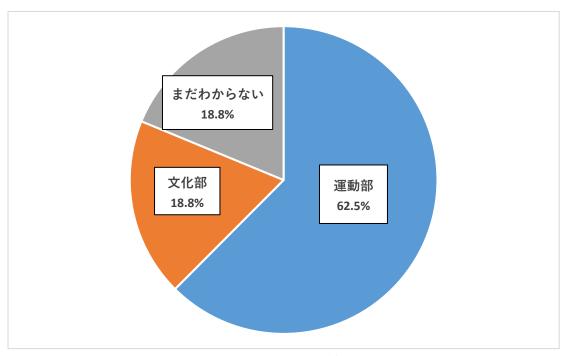
塾、体操、バレーボール、バトミントン、ゴルフ、算数、陸上、科学教室、 チアリーディング、卓球、ドラム、ボクシング、歌、演技、テコンドー、ボーリング 絵画教室、フラダンス、ラグビー、クライミング、ボルダリング、太鼓、工作

(5) 中学生になったら、部活動に入りたいですか。

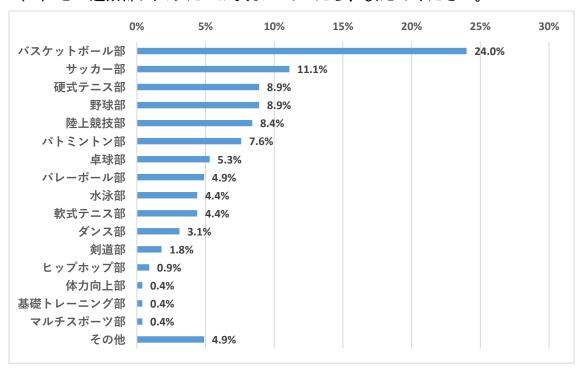


く(6)~(10)は部活動に「入りたい」と回答している方を対象>

(6) 運動部、文化部のどちらに入りたいですか。

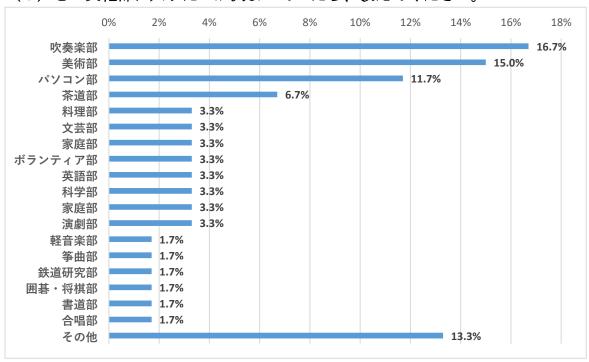


(7) どの運動部に入りたいか決まっていたら、教えてください。



○「その他」の回答 弓道部、空手部、釣り部、新体操部

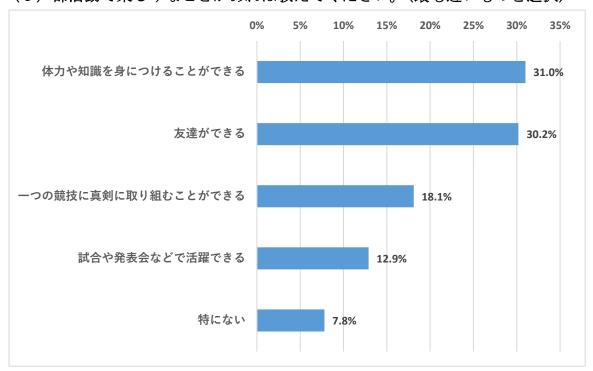
(8) どの文化部に入りたいか決まっていたら、教えてください。



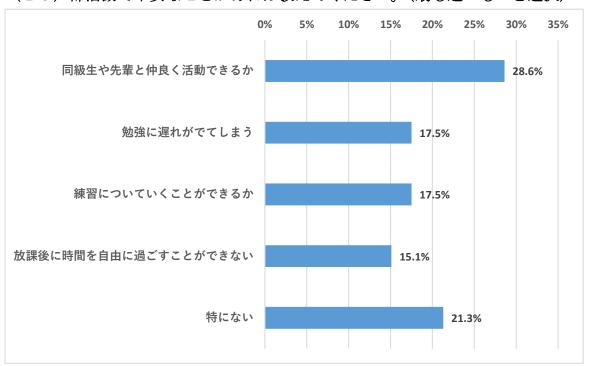
○「その他」の回答

ビリヤード部、ブラスバンド部、ミュージカル部、生物部、天文気象部、放送部

(9) 部活動で楽しみなことがあれば教えてください。(最も近いものを選択)

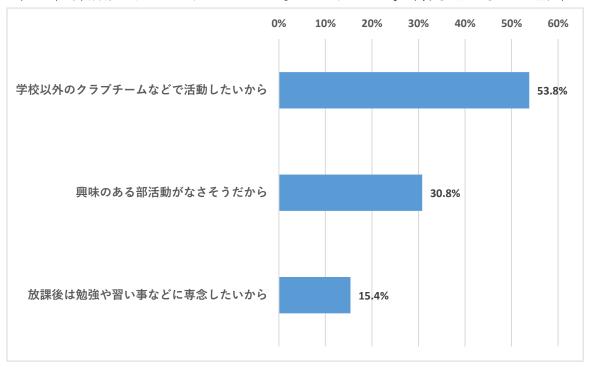


(10) 部活動で不安なことがあれば教えてください。(最も近いものを選択)



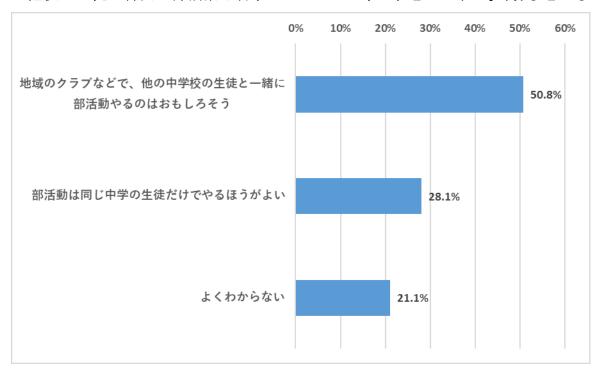
く(11)は部活動に「入りたくない」とい回答している方を対象>

(11) 部活動に入りたくない理由を教えてください。(最も近いものを選択)

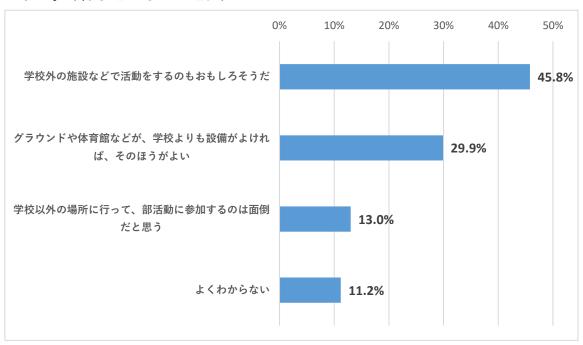


(12) 今後、中学校の部活動は、学校ではない施設などで他の中学校の生徒と合同で行ったり、学校の先生ではなく地域の指導者の方などが教えたりすることが多くなります。 そのことについて、あなたの意見を教えてください。

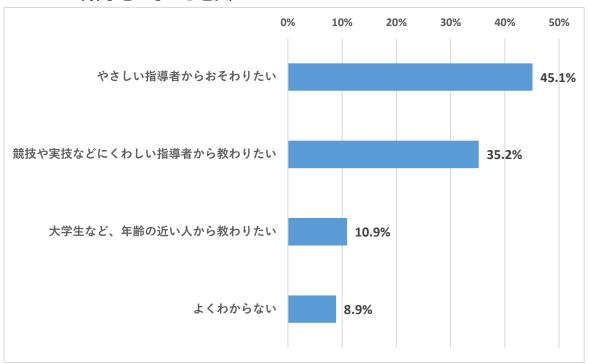
他校の生徒と合同で部活動を行うことについて、どう思いますか。(最も近いものを選択)



(13) もし、学校外のグラウンドや施設などで部活動をすることになったら、どう思いますか。(最も近いものを選択)



(14) 学校の先生以外に部活動を教わることについて、何を期待しますか。 (最も近いものを選択)

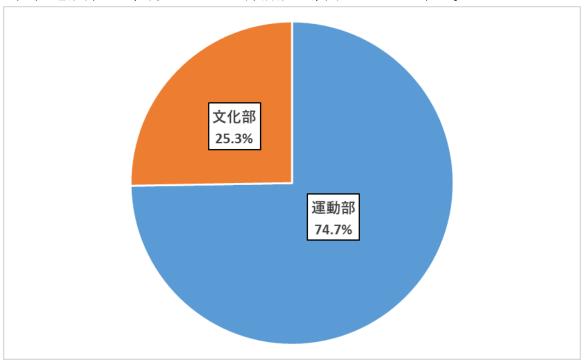


(15) これまでにない種目や分野で、新しくできたら参加したいと思うものがあったら教えてください。

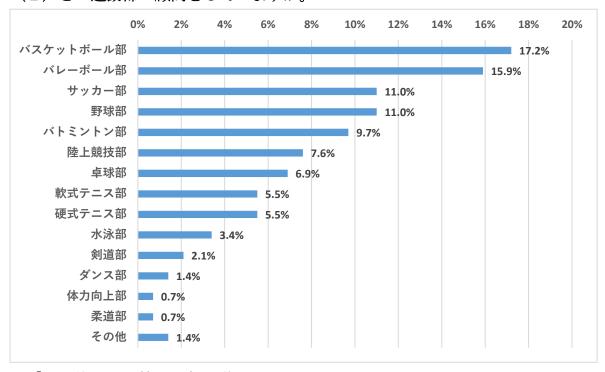
回答人数	種目・分野名
6人	ドッジボール部
5人	ダンス部
4 人	バトミントン部
3 人	レゴ部、卓球部
2 人	鉄道研究部、陸上部、軽音楽部、KPOP部、クイズ研究部、ゲーム部
2 八	ハンドボール部、演劇部、水泳部、体操部、調理部、釣り部、漫画部
	e スポーツ部、アイススケート部、カバディ部、ゴルフ部、サッカー
	部、スケボー部、セーリング部、そろばん部、イラスト部、ディベー
	ト部、テディベア研究部、テニス部、バレエ部、ビジネス部、ビリヤ
1人	ード部、フットサル部、ボーリング部、ボランティア部、ボルダリン
	グ部、音ゲ一部、空手部、工作部、香道部、黒板アート部、作曲部
	自動車部、書道部、声優部、大道芸部、天文部、動物と関われる部
	読書部、文芸部、勉強部、遊び部

3. 顧問教員 アンケート結果

(1) 運動部と文化部のどちらの部活動の顧問をしていますか。

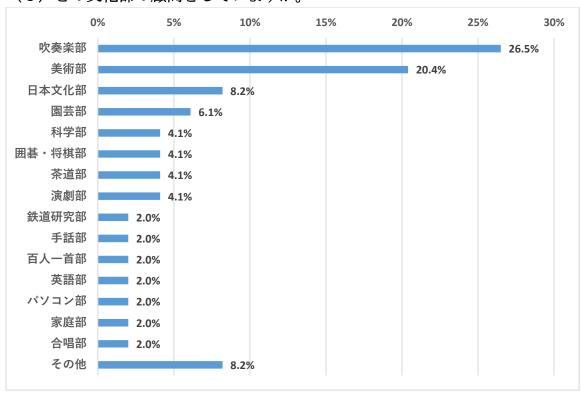


(2) どの運動部の顧問をしていますか。



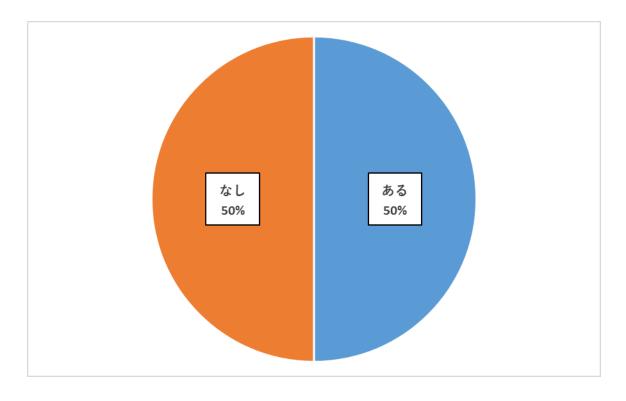
○「その他」で回答した部活動 ソフトテニス部

(3) どの文化部の顧問をしていますか。

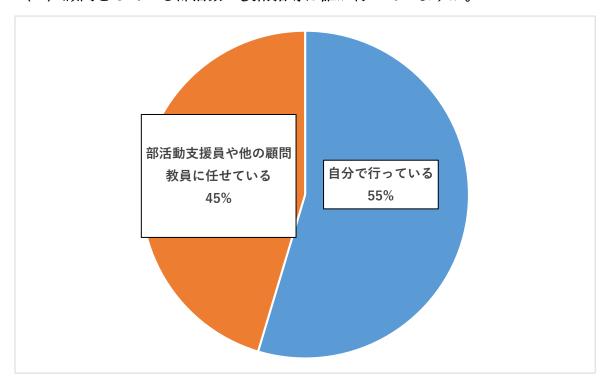


○「その他」で回答した部活動 アコースティックギター部、煎茶部、農業部

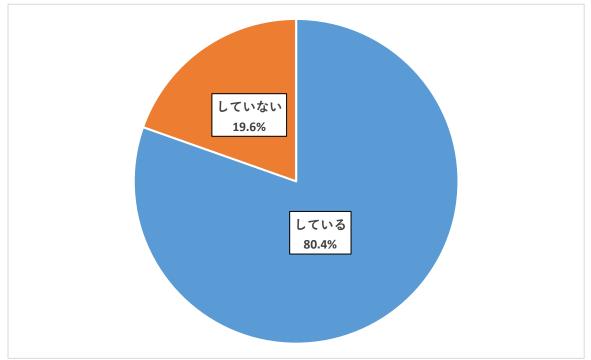
(4) 顧問をしている部活動の種目の経験がありますか。



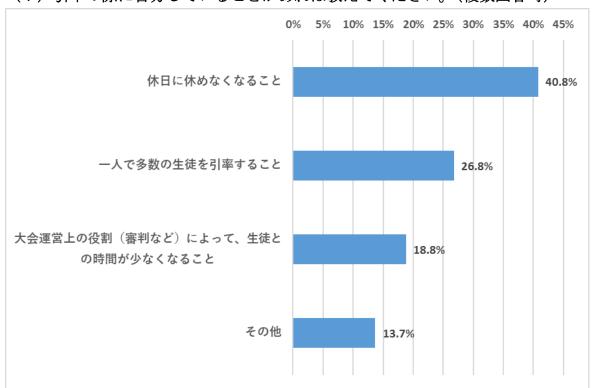
(5) 顧問をしている部活動の技術指導は誰が行っていますか。



(6)練習試合や大会等の引率を、ご自身で行っていますか。



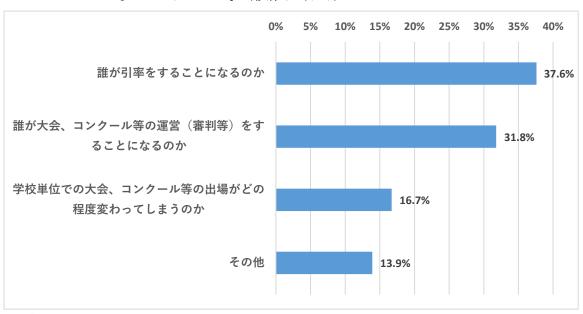
(7) 引率の際に苦労していることがあれば教えてください。(複数回答可)



○「その他」の回答

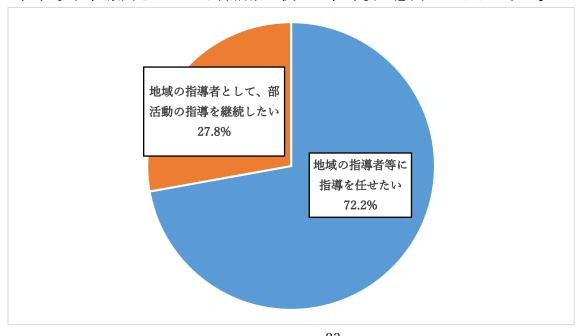
- ・引率をしても、お金がでないこと
- ・時間通りに帰宅することができないこと
- ・未経験の競技の審判をしなければいけない精神的な負担があること
- ・保護者通知の作成や行き方などの検索にも時間を取られること
- 技術がないのでおしえられない
- ・特になし (年に数回であるため)

(8) 大会、コンクール等について、地域移行後の運営や引率等に関して、懸念されることがありましたら教えてください。(複数回答可)



- ○「その他」の主な回答を抜粋
- ・今後の部活動運営が不透明で不安であること
- ・生徒への生活指導は教員がやるべきなのか
- ・土日は地域の方に指導を任せたのに、平日だけ顧問教員で指導するのがやりにくい
- 会場校でのトラブルの対応はどうなるのか
- ・誰が大会申し込み等を行うのか
- ・大会実績などは学校側に逐一共有できるのか 高校の進路に関わるので活動履歴や成績を漏れなく共有することは可能なのか

(9) 現在、顧問をしている部活動に関して、今後の意向はどちらですか。



理念やキャッチフレーズについて(前回まとめ) 資料4

※ ()カッコは意見が出たグループ名

意識面

- 「地域を代表する」という意識 (A)
- •「学校を代表する」という意識が子どもたちに充実感を感じさせる(A)(C)
- ・部活動に対する教員の負担意識(A)

レベルアップ

- ・技術が向上する(A)
- 今までにない、学校では経験できないことができる(A)
- ・友達・仲間ができる(A)
- 学校の先生にはないスキルなどを提供してもらえる(B)
- ・大学が多数あり、施設を使用できる・環境のレベルアップ(B)
- ・目標の達成感を感じることができる(C)

理念やキャッチフレーズについて(前回まとめ)

選択

- ・選択できる、選べる、選択肢(A)(B)(C)
- ・好きなことができる(C)
- •いつでもどこでもできる(C)

その他

- あまりお金がかからない(A)
- ・受益者負担による新たな価値の創造(A)
- ·多世代·多種目·多志向(B)
- ·続けられる・持続可能(C)
- 主語は子ども、生徒(C)

【グループ】

Aグループ: 近藤委員長、松浦委員、淺野委員、小泉委員

Bグループ: 細越副委員長、岸田委員、栄委員、内田委員

Cグループ: 芳地委員、宮幸委員、加藤委員、松下委員、大澤委員

理念やキャッチフレーズについて【参考】

第3回検討委員会におけるご発言を一部抜粋いたしました。

- ■生徒ファースト、子どもたちファースト、子どもたちセンターの考えで地域移行について 検討をする。
- ■新しい部活動になるという期待感。
- ■子どもたちが部活動を居心地のいい場だと感じる、そこの場にまた行きたいと思える場をすごくつくりたい。
- ■心理的安全性をもって、活動に参加することができる。
- ■指導者が替わっても、一貫した指導を受けることができる環境の用意。
- ■子どもたちそれぞれ求める環境が違うため、本人が選べるよりよい環境の整備。
- ■子どもたちの活動場所が確保されていること。

理念やキャッチフレーズについて【参考】

- ■地域移行によって、移動時間で活動時間が減ってしまうのは困る。子どもたちが望むような形での活動時間が確保されていること。
- ■「先生にやってもらったほうがよかった」という意見がでてしまう可能性がある。 地域移行をしても、指導者の質が保証されていること。
- ■子どもたちにとって、やりたいことができる、いつもできる、それが安心につながる。

令和5年2月24日 教育委員会事務局

世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討スケジュールの見直しについて

1 主旨

現在、「世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)において、中学校部活動の地域移行のあり方等について、令和5年3月まで全5回の開催予定で検討を行なっている。中学生等による意見交換として行なった検討部会のほか、第4回まで開催し、委員からは、生徒の期待や不安に答えるため、様々なテーマや課題等について、活発な意見や要望が出されており、継続した検討が必要との声もいただいている。また、令和5年度は、トライアル事業の開始を予定しており、事業の進捗確認や成果について検証を行うほか、多岐にわたる課題等についての方策を検討する必要があることから、引き続き検討委員会での議論を行なっていく。

2 見直し内容

(1)検討委員会の検討期間

令和4年10月から令和5年3月までの予定を延長し、<u>令和6年3月(予定)</u>までとする。

- (2) 今後の検討内容
 - ・世田谷区にふさわしい部活動地域移行のあり方について(理念の検討)
 - ・トライアル事業の成果の検証
 - ・課題の整理及び検討(移動、ハラスメント防止、安全の確保、兼職兼業、会費、 経費等) など
- (3)検討のとりまとめについて

当初、令和5年3月に予定していた検討結果のとりまとめについては、令和5年9月に中間まとめを行い、令和6年3月に報告書をとりまとめる。

3 今後のスケジュール (予定)

令和5年 3月30日 第5回検討委員会

4月~ 検討委員会の継続開催

9月 文教常任委員会報告(中間まとめ)

令和6年 2月 文教常任委員会報告(報告書案)

3月 報告書のとりまとめ